

福山市障がい者等日常生活用具費支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号で規定する日常生活を営むのに支障がある在宅の障がい者等に、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）の購入に要する費用（以下「日常生活用具費」という。）を支給することにより、障がい者等の日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 日常生活用具費の支給の対象者は、福山市内に住所を有する者若しくは福山市外の施設に入所又は病院に長期入院し、市が援助を実施している者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障がい者手帳の交付を受けている者
- (2) 広島県知事から療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、ストマ用装具、紙おむつ等、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、点字器、人工喉頭、人工内耳用体外部装置及び埋込型人工喉頭用人工鼻の購入に要する費用の支給を受ける者を除き、次の各号の一に該当するときは、支給しないものとする。

- (1) 病院又は診療所に入院し、治療を受けている者
- (2) 法第5条第11項に規定する障がい者支援施設に入所している者
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院（従前の介護療養型医療施設を含む。）に入所している者

(対象用具と障がいの種別)

第3条 日常生活用具費を支給する品目は、別表第1のとおりとする。

2 日常生活用具費の支給を行なう品目にかかる支給を受けることができる者は、表中の種目及び対象用具ごとに、対象者欄に掲げる対象年齢、対象障がい種別及びその程度を有する者とする。ただし、重度の障がいにより、その対象用具が日常生活において不可欠であると特に認められる場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる品目と同等の品目について、介護保険法 第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同条第13項に規定する特定福祉用具販売における用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者は

除くものとする。

(申請)

第4条 日常生活用具費の支給を受けようとする者は、日常生活用具費支給申請書(別紙様式1)に市長が必要と認める書類を添えて、第10条に規定する協定事業者のうちから業者を選定し市長に提出しなければならない。

(支給の審査)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに審査を行うものとする。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の審査により日常生活用具費を支給することを決定したときは、申請者に日常生活用具費支給決定通知書(別紙様式2)を送付し、第4条第1項で選定した協定事業者に日常生活用具費支給決定内容通知書(別紙様式3)及び日常生活用具費支給券(別紙様式4)を送付するものとする。

2 前条の審査により、日常生活用具費を支給しないことを決定したときは、申請者に、その旨を通知するものとする。

(売買契約)

第7条 日常生活用具費の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、第4条第1項で選定した協定事業者と当該用具の売買契約を締結するものとする。

(支給の額)

第8条 受給者に支給する日常生活用具費の額は、別表第1の品目ごとに掲げる基準額と購入に要する費用のうちいずれか少ない額(以下、「支給基準額」という。)に10分の9を乗じた額(以下、「公費負担基準額」という。)とする。ただし、情報・意思疎通支援用具「埋込型人工喉頭用人工鼻」、排泄管理支援用具「ストマ用装具及び紙おむつ等」については、公費負担基準額に支給決定をした月数を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、支給基準額から公費負担基準額を控除した額(以下、「利用者負担基準額」という。)が、次の各号に該当する場合、その超えた額と公費負担基準額を支給する。

(1) 次号以外の者 37,200円

(2) 生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯 0円

3 受給者が、同一の月に二つ以上の品目について日常生活用具費の支給を受ける場合においては、利用者負担基準額の合計額について前項の規定を適用する。

(支給の制限)

第9条 次の各号の一に該当するときは、日常生活用具費の支給をしない。

(1) 過去において同じ品目の日常生活用具費の支給を受けた者で、その支給を決定した日から起算し、別表第1の耐用年数が経過する前に日常生活用具費の支給を受けようとしたとき。

ただし、当該耐用年数を経過する前に、修理不能等により用具の使用が適当でないと認める場合は、この限りではない。

(2) 申請のあった日における当該申請者が属する世帯の世帯員(対象者が18歳以上である場合は、対象者とその配偶者)のいずれかの者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の規定による前年の所得(申請が各年の1月1日から6月30日までの間にあったときは、申請のあった年の前前年の所得)に対し市町村民税所得割(同法第323条の規定により市町村民税の減免があった

場合は、その額を所得割の額から控除した額を所得割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項の規定は適用しないものとする。) が課されている額が 460,000 円以上である場合。

(協定事業者)

第 10 条 受給者に第 3 条第 1 項で規定する用具を提供しようとする事業者は、市長に申し出て、福山市とあらかじめ用具の供給について協定を結ぶものとする。

2 市長は、恒常的かつ安価に日常生活用具の提供が可能な事業者と認めたときは、当該事業者と協定を締結するものとする。

3 前項により、協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）が、事業を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出るものとする。

(代理受領)

第 11 条 受給者は、第 8 条の規定により支給される日常生活用具費の請求及び受領を協定事業者に委任する。

2 第 1 項の規定により協定事業者が日常生活用具費を受領したときをもって、市長は受給者に日常生活用具費を支給したものとみなす。

(用具の管理)

第 12 条 受給者は、日常生活用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項で規定することを行った場合は、受給者に、支給した額の全部又は一部の返還を求めることがある。

(その他)

第 13 条 本要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、2007 年（平成 19 年）3 月 15 日から施行し、2006 年（平成 18 年）10 月 1 日から適用する。

2 福山市重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱は、廃止する。ただし、2006 年(平成 18 年)9 月 30 日以前に申請のあったものは、なお従前の例による。

3 第 9 条第 1 項第 1 号の規定において、廃止前の福山市重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱により給付を受けた者については、「過去において同じ品目の日常生活用具費の支給を受けた者」を、「過去において同じ品目の日常生活用具の給付を受けた者」と読み替えるものとする。

4 第 9 条第 1 項第 1 号の規定において、廃止前の福山市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱により給付を受けた者についても、この規定を適用する。

附 則

この要綱は、2008 年（平成 20 年）7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、2008 年（平成 20 年）10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、2009 年（平成 21 年）7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2010 年（平成 22 年）7 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、2012 年（平成 24 年）11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2014 年（平成 26 年）7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、2015 年（平成 27 年）2 月 26 日から施行し、2015 年（平成 27 年）1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から施行し、2020 年（令和 2 年）4 月 8 日から適用する。

附 則

この要綱は、2020 年（令和 2 年）12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から施行する。

別表第1

種 目	対 象 用 具		対 象 者		耐用 年数	基 準 額
	品 目	性 能	対 象 年 齢	対 象 障 が い 種 別 及 び そ の 程 度		
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	18歳以上	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者。	8年	154,000円
				難病患者等で寝たきりの状態にある者。		
	特殊マット	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	18歳以上	下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者であって、常時介護を要するもの。	5年	19,600円
				重度又は最重度の知的障がい者。		
				難病患者等で寝たきりの状態にある者。		
			3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児。		
				重度又は最重度の知的障がい児。		
				難病患者等で寝たきりの状態にある者。		
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるものであって、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)であって、常時介護を要するもの。	5年	67,000円
				難病患者等で自力で排尿できない者。		
	入浴担架	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	3歳以上	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、入浴に介助を要するもの。	5年	82,400円
	体位変換器	介護者が障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	学齢児以上	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、下着交換等に介助を要するもの。	5年	15,000円
				難病患者等で寝たきりの状態にある者。		

	移動用リフト	介護者が障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいがある者。	4年	159,000円
	訓練いす	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	学齢 児以上18歳未満	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児。 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいがある者。	8年	159,200円
	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	下肢又は体幹機能障がい有する身体障がい者(児)であって、入浴に介助を要するもの。 難病患者等で入浴に介助を要する者。	8年	90,000円
	便器	手すりをつけることができ、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学齢 児以上	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。 難病患者等で常時介護を要する者。	8年	9,850円
	頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の際の衝撃から頭部を保護できるもの。	— —	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する身体障がい者(児)又は精神障がい者(児)であって、立位や歩行が不安定で頻繁に転倒するおそれのあるもの。 重度又は最重度の知的障がい者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。	3年	36,750円

T字状・棒状の つえ	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	3歳以上	下肢又は体幹機能障がい者を有する身体障がい者(児)であって、杖の使用により歩行機能が補完されるもの。	3年	木製 2,200円 軽金属 3,000円
移動・移乗 支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 1 障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	3歳以上	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい者を有する身体障がい者(児)であって、家庭内の移動等に介助を要するもの。	8年	60,000円
			難病患者等で下肢機能に障がいがある者。		
特殊便器	足踏ペダル(対象者が操作可能である場合には、プッシュボタンにより操作するものを含む。)にて温水温風を出し得るもの。介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学齢 児以上	上肢機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。	8年	151,200円
			重度又は最重度の知的障がい者(児)であり、訓練を行っても自らの排泄後の処理が困難なもの。 難病患者等で上肢機能に障がいがある者。		
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	—	障がいの等級が2級以上の身体障がい者(児)、重度又は最重度の知的障がい者(児)及び障がいの等級が2級以上の精神障がい者(児)であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	8年	15,500円

	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	—	上記に同じ。 難病患者等で火災発生の感知及び非難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	8 年	28, 700円
	電磁調理器	障がい者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	視覚障がい2級以上の身体障がい者であって、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 重度又は最重度の知的障がい者。	6 年	41, 000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	障がい者が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。	10年	7, 000円
	聴覚障がい者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	18歳以上	聴覚障がい2級の身体障がい者であって、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	10年	87, 400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	3歳以上	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。	5 年	51, 500円
	ネブライザー	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	—	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの。 難病患者等で呼吸器機能に障がいがある者。	5 年	36, 000円
	電気式たん吸引器	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	—	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの。 難病患者等で呼吸器機能に障がいがある者。	5 年	56, 400円

	酸素ボンベ 運搬車	障がい者が容易に使用し 得るもの。	18歳 以上	医療保険による在宅 酸素療法を行う身体 障がい者。	10年	17, 000円
	視覚障がい者用 体温計 (音 声 式)	障がい者が容易に使用し 得るもの。	学齢 児以 上	視覚障がい2級以上 の身体障がい者(児) であって、視覚障が い者(児)のみの世帯 及びこれに準ずる世 帯。	5年	9, 000円
	動脈血中酸素飽 和度測定器 (パルスオキシメ ーター)	障がい者(児)が容易に使用 し得るもの。	—	呼吸器機能若しくは 心臓機能障がい3級 以上又は同程度の身 体障がい者(児)であ って、必要と認めら れるもの。	5年	50, 000円
		呼吸状態を継続的にモニタ リングすることが可能な機 能を有し、難病患者等が容 易に使用し得るもの。		難病患者等で人工呼 吸器の装着が必要な 者。		157, 500円
	視覚障がい者用 体重計	障がい者が容易に使用し 得るもの。	18歳 以上	視覚障がい2級以上 の身体障がい者であ って、視覚障がい者 (児)のみの世帯及び これに準ずる世帯。	5年	18, 000円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話 補助装置	携帯式で、ことばを音声又 は文章に変換する機能を 有し、障がい者(児)が容易 に使用し得るもの。	学齢 児以 上	音声機能若しくは言 語機能障がい又は肢 体不自由を有する身 体障がい者(児)であ って、発声・発語に著 しい障がいをするも の。	5年	98, 800円
	情報・通信 支援用具	障がい者向けのパーソナ ルコンピュータ周辺機器 や、アプリケーションソフト 等をいう。	学齢 児以 上	視覚障がい2級以上 又は両上肢機能障が い2級以上の身体障 がい者(児)。	5年	110, 000円
	点 字 ディスプレイ	文字等のコンピュータの 画面情報を点字等により 示すことのできるもの。	18歳 以上	視覚障がい2級以 上の身体障がい者。	6年	383, 500円
	点字器	障がい者(児)が容易に使用 し得るもの。	—	視覚障がいをする身 体障がい者 (児)。	7年	10, 400円
					5年	7, 200円

点字タイプ ライター		障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	学 齢 児 以 上	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれるもの。	5 年	63, 100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	録音再生	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	学 齢 児 以 上	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。	6 年	85, 000円
	再生専用	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。				35, 000円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	学 齢 児 以 上	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。	6 年	99, 800円
視覚障がい者用読書器		画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの、撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの又は画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像をモニターに映し出せるもの。	学 齢 児 以 上	視覚障がいを有する身体障がい者(児)であって、本装置により文字等を読む又は聞くことが可能になるもの。	8 年	198, 000円

視覚障がい者用時計	触読式	障がい者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	視覚障がい2級以上の身体障がい者。	10年	10,300円
	音声式					13,300円
聴覚障がい者用通信装置		音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを持つ身体障がい者(児)。	5年	71,000円
聴覚障がい者用情報受信装置		字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	—	聴覚障がいを持つ身体障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの。	6年	88,900円
ブロードバンドT V 電話		音声の代わりに手話等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	聴覚障がいを持つ身体障がい者(児)。	5年	71,000円
音声I C タグレコーダ		情報を音声でI C タグに読み込ませ、出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	学齢児以上	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)。	5年	63,000円
人工内耳用体外部装置		現に装用する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	—	聴覚障がいを持つ、人工内耳を装着してから5年以上経過している身体障がい者(児)であって、購入する人工内耳用体外部装置が医療保険の適用を受けないもの。	5年	200,000円

	人工 喉頭	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	—	喉頭摘出により音声機能を喪失したものの。	4 年	5, 000円
		電動式	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。(電池又は充電器を含む。)			5 年	70, 100円
	埋込型人工喉頭用人工鼻		呼吸を加温・加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの。(人工鼻カセット接続器具と皮膚の接着剤・剥離剤を含む)	—	音声機能又は言語機能障がい者を有する身体障がい者(児)であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者。	—	(月額) 24, 200円
	点字図書		点字により作成された図書。	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)	—	厚生労働大臣が必要と認めた額
排泄 管理 支援 用具	ストマ 用装具	蓄便袋 (サポート用品を含む。)	低刺激性の粘着剤を使用した密封方又は下部開放型の収納袋とする。	—	直腸機能障がい者(児) (ストマ造設者)	—	(月額) 8, 600円
		蓄尿袋 (サポート用品を含む。)	低刺激性の粘着性を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。	—	ぼうこう機能障がい者(児) (ストマ造設者)	—	(月額) 11, 300円
	紙おむ つ等	洗腸 装具	障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。 (ストマ用装具との併給は不可)	3 歳 以上	直腸機能障がい者(児) (蓄便袋が装着困難なストマ造設者)	—	(月額) 12, 000円
		紙おむつ	障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。 (サラシ、ガーゼ等衛生用品を含む。)	3 歳 以上	おおむね3歳までに発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障がい者を有する身体障がい者(児)であって、排尿もしくは排便の意思表示が困難なもの。	—	(月額) 12, 000円

					二分脊椎による排尿機能障がいのある身体障がい者（児）。		
	収尿器	男性用	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの。	—	脊椎損傷等による高度の排尿機能障がいのある身体障がい者（児）。	1 年	7, 700円
		女性用		—			8, 500円
住宅改修費	居住生活動作補助用具		次に掲げる用具の購入及び当該用具の設置に伴う住宅改修。 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器取替え 6 その他前各号の住宅の改修に付帯して必要となる住宅改修	学齢児以上	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障がい3級以上の身体障がい者（児）。ただし、特殊便器への便器取替えは、上肢障がい2級以上の身体障がい者（児）。	1 回	200, 000円
					難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいがある者。		

（注）

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準ずるものとする。
- 2 入浴補助用具には簡易浴槽を含む。
- 3 ネブライザー、電気式たん吸引器の対象者における「同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められるもの。」とは、音声機能言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由又は心臓機能の3級以上の障がいを有する身体障がい者（児）であり、申請時に医師の意見書を添付するものとする。ただし、身体障がい者手帳の障がい名が進行性筋萎縮症、重症筋無力症又は筋萎縮性側索硬化症によるもので、身体障がい者等級表による級別が3級以上の場合に限っては、医師の意見書を省略することができる。
- 4 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の対象者における「同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められるもの。」とは、身体障がい者（児）であり、その障がいに起因して呼吸管理を要する者とする。申請時に医師の意見書の添付を要する。
- 5 情報・意思疎通支援用具「埋込型人工喉頭用人工鼻」、排泄管理支援用具「ストマ用装具

及び紙おむつ等」の購入に要する費用については、1月を単位として、申請1回につき同一年度の範囲内で12月分まで申請することができる。支給は、基準額に掲げる額を1月の単位として、同範囲内で順に6月分まで決定することができる。ただし、申請日の属する月より前の月分及び既に決定を受けた月分の費用の支給をすることはできない。

- 6 住宅改修費の支給については、原則1回のみとする。
- 7 点字図書については、月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とし、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。
- 8 対象年齢欄に「－」とあるものは、年齢を問わないものとする。
- 9 この表における「サポート用品」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 皮膚保護ペースト
 - (2) 皮膚保護パウダー
 - (3) 皮膚保護ウエハー
 - (4) 固定用ベルト
 - (5) サージカルテープ
 - (6) コンベックスインサート
 - (7) 剥離剤
 - (8) 皮膚皮膜剤
 - (9) レッグバッグ
 - (10) ナイトドレナージバッグ
 - (11) パウチカバー（下着類含む）
 - (12) 消臭潤滑剤
 - (13) 入浴補助具
 - (14) ケアガーゼ
- 10 難病患者等で、希望用具が必要な状態であるかどうかは、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証（受給者のみ）及び難病患者医師診断書で判断するものとする。